

○茅野市公民館分館施設整備事業補助金交付要綱

昭和57年5月14日

告示第36号

改正 昭和60年9月2日告示第58号
平成8年3月28日告示第27号
平成12年3月27日告示第31号
平成12年12月11日告示第150号
平成15年12月25日告示第198号
平成17年3月30日告示第76号
平成17年9月29日告示第189号
平成20年9月29日告示第207号
平成24年9月28日告示第235号
平成25年6月28日告示第135号
平成28年3月29日告示第85号
平成28年12月26日告示第260号
平成30年9月28日告示第252号
令和3年5月28日告示第148号
令和3年8月30日告示第195号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民館活動を進めるための公民館施設整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分館 茅野市公民館分館規則（昭和40年茅野市教育委員会規則第5号）に定める分館をいう。
- (2) 分館の所管施設 分館施設所在地以外の場所に建設する分館活動のための集会施設をいう。
- (3) 新築 建築物のないさら地に建築物を建てることをいう。
- (4) 全部改築 既存の建築物の全部を除却し、従前の建築と同程度ないしはそれ以上の規模及び構造の建築物を建てることをいう。
- (5) 増築 既存の建築物の床面積を増加させることをいう。
- (6) 大規模改修 既存の建築物を大規模に修理することをいう。ただし、バリアフリー化改修を除く。
- (7) バリアフリー化改修 既存の建築物を高齢者及び身体障害者等の公民館活動及び社会参加の促進を図ることを目的として、次に掲げる修理をすることをいう。
 - ア 廊下、階段又はトイレ等の手すりの設置
 - イ 段差解消のためのスロープ設置
 - ウ 床等滑り防止のための素材変更

- エ ドアから引き戸への取替え
- オ 洋式便器の設置
- カ 昇降機の設置
- キ その他トイレのバリアフリー化に関する工事
- ク アからキまでの修理に付随する工事

(8) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した分館が耐震性能を保有しているかを判断するため、次に掲げる方法により実施する診断をいう。

ア 診断士（長野県知事が、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、長野県が別に定める方法により、長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録した者をいう。）が、長野県が別に定める木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、地震に対する安全性を評価する診断

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価する診断

(9) 耐震補強工事 次に掲げる工事をいう。

ア 前号アに基づく耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価した総合評点が1.0未満で、耐震補強工事を行うことにより、工事後の総合評点が1.0以上となる当該補強工事

イ 前号イに基づく耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された分館が行う耐震補強工事で、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる当該補強工事

(10) アスベスト飛散防止等工事 既存の建築物に使用されている吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材の飛散防止のため次に掲げる工事をするをいう。

ア 吹付けアスベストの除去 吹付けアスベストを全部取り除くこと。

イ 吹付けアスベストの封じ込め 吹付けアスベストの表面に固化剤を吹付けることにより吹付けアスベストの飛散を防止すること。

ウ 吹付けアスベストの囲い込み アスベストが吹き付けられている天井、壁等を非アスベスト建材で覆うことにより、アスベスト粉じんの飛散を防止させること。

エ アスベスト含有建材の除去 建築物からアスベスト含有建材を全部取り除くこと。

(11) 外構工事 建築物の敷地及び建築物と一体として利用している敷地内にフェンス、駐車場若しくは擁壁（以下この号において「フェンス等」という。）を設置し、又は既に設置されているフェンス等を改修する工事をいう。

（補助対象及び補助額）

第3条 補助金交付の対象とする公民館施設の整備は、次に掲げるものとする。

- (1) 分館の新築、全部改築又は増築
- (2) 分館の大規模改修
- (3) 分館の所管施設の新築、全部改築又は増築
- (4) 分館の所管施設の大規模改修
- (5) 分館又は分館の所管施設のバリアフリー化改修
- (6) 分館の耐震診断

- (7) 分館の耐震補強工事
- (8) 分館又は分館の所管施設のアスベスト飛散防止等工事
- (9) 分館の外構工事

2 補助金の対象区分及び補助額は、次の表のとおりとする。ただし、市の他の補助金の交付を受ける場合であって、分館施設として認める場合は、次の表の補助金額を限度として当該補助金との差額を補助金として交付する。

補助対象の区分		補助額	
1	分館の新築、全部改築又は増築	建築総面積（増築の場合は、増築部分の面積。以下同じ。）30平方メートル以上50平方メートル未満	事業費の2分の1以内とし、160万円を限度とする。
		建築総面積50平方メートル以上100平方メートル未満	事業費の2分の1以内とし、240万円を限度とする。
		建築総面積100平方メートル以上150平方メートル未満	事業費の2分の1以内とし、400万円を限度とする。
		建築総面積150平方メートル以上200平方メートル未満	事業費の2分の1以内とし、600万円を限度とする。
		建築総面積200平方メートル以上	事業費の2分の1以内とし、800万円を限度とする。
2	分館の大規模改修	建築後10年以上経過し、大規模改修が必要な場合で、その事業費が150万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、150万円を限度とする。
3	分館の所管施設の新築、全部改築又は増築	建築総面積30平方メートル以上50平方メートル未満	20万円
		建築総面積50平方メートル以上100平方メートル未満	30万円
		建築総面積100平方メートル以上	50万円
4	分館の所管施設の大規模改修	建築後10年以上経過し、大規模改修が必要な場合で、その事業費が100万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。
5	分館又は分館の所管施設のバリアフリー化改修	バリアフリー化改修が必要な場合で、その事業費が10万円を超えるもの	事業費の2分の1以内とし、150万円を限度とする。
6	分館の耐震診断	昭和56年5月31日以前に建設工事に着手した建築物	事業費の2分の1以内とし、150万円を限度とする。

7	分館の耐震補強工事	耐震診断により耐震補強を必要とされた建築物で補強工事を実施するもの	事業費の2分の1以内とし、300万円を限度とする。
8	分館又は分館の所管施設のアスベスト飛散防止等工事	アスベスト飛散防止等工事が必要な場合で、その事業費が10万円を超えるもの	事業費の2分の1以内とし、150万円を限度とする。
9	分館の外構工事	フェンスの設置又は改修で、その事業費が30万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。
		駐車場の設置又は改修で、その事業費が30万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。
		擁壁の設置又は改修で、その事業費が30万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。

(備考)

- 1 公民館施設の建築の補助金は、増築に係る補助金と大規模改修に係る補助金とは、併せて交付しない。
- 2 大規模改修並びに外構工事のフェンス、駐車場及び擁壁の設置又は改修に係る補助金の交付を受けた後5年を経過しないときは、同一の区分の補助金交付の対象としない。
- 3 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、工事着手前に茅野市補助金等交付規則に基づき、公民館分館施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に設計図及び配置図を添付して市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更)

第5条 補助事業の内容を変更しようとするときは、公民館分館施設整備事業変更承認申請書(様式第2号)を速やかに市長に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告書等)

第6条 補助事業の完了後は、公民館分館施設整備事業完了実績報告書(様式第3号)に補助対象となった建築物又は設備等の写真を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第7条 市が主催し、又は共催する事業で、当該分館及び分館の所管施設を使用する場合は、使用料を徴収しないものとする。

(補則)

第8条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文(平成12年3月27日告示第31号) 抄

平成12年4月1日から施行する。

前 文（平成15年12月25日告示第198号）抄
平成16年4月1日から施行する。

前 文（平成17年3月30日告示第76号）抄
平成17年4月1日から施行する。

前 文（平成17年9月29日告示第189号）抄
平成17年10月1日から施行する。

前 文（平成20年9月29日告示第207号）抄
平成20年12月1日から施行する。

前 文（平成24年9月28日告示第235号）抄
平成25年度の補助金交付申請から適用する。

附 則（平成25年6月28日告示第135号）
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第85号）
この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日告示第260号）
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日告示第252号）
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）
（施行期日）

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和3年8月30日告示第195号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

様式略